

規制シート(様式)

190195201800001

平成28年12月27日

規制の名称	道路法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	道路法(昭和27年法律第180号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	道路局路政課長 鎌原宜文
規制目的	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>道路法は、上記を目的として策定された法律であり、主な規制事項は以下のとおりである。</p> <p>第32条等は、道路占用等に係る規制を定めている。道路の本来の機能は一般交通の用に供することであるところ、この本来の機能を阻害する行為を制限する必要があることから、道路占用許可制度について定められている。</p> <p>第47条の2等は、車両の通行の禁止又は制限に係る規制を定めている。道路は、一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるように造られており、この規格を超える車両は、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、道路の通行を禁止若しくは制限することを規定している。</p> <p>第48条の5等は、自動車専用道路との連結の制限に係る規制を定めている。安全かつ円滑な交通の確保の必要性の高い道路である自動車専用道路について、その機能が最大限発揮されるよう、自動車専用道路との連結の制限について規定している。</p>	関連する予算	地域連携道路事業費等
規制の最近の改廃経緯	道路管理者に協力して道路の管理を行う団体を指定する「道路協力団体制度」を創設し、道路協力団体が行う業務に必要な道路の占用等に係る許可等を協議によるものとする一方で、道路占用に必要な要件を一部緩和することとした(平成28年4月)。	関連する政策評価結果	踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案評価書 http://www.mlit.go.jp/common/001117621.pdf
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>本法の規制は、国民の重要な共有財産である道路の構造の保全、危険防止等の目的のため必要不可欠なものであり、その内容も合理的なものであることから、引き続き規制の維持が必要と考えられる。</p> <p>また、上記の規制の改正をはじめとし、道路利用者等のニーズ等を踏まえつつ、必要に応じて規制緩和を進めている。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		